

# 公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、暴力団員による不当な行為（以下「不当行為」という。）を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、不当行為の防止及びこれによる被害の救済に資するとともに、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、もって安全で住みよい岩手県の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不当行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
  - (2) 不当行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助けること。
  - (3) 不当行為に関する相談に応ずること。
  - (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
  - (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
  - (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
  - (7) 岩手県公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第14条に規定する講習を行うこと。
  - (8) 暴対法第32条の2 第2項第7号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。
  - (9) 不当行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
  - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員に対して少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、岩手県内において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
  - 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- (基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するため善良な管理者の注意を持って管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程による。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名は評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- ア 理事
- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員長は、評議員会において選任する。

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

### (構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

### (議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 議長は、評議員会の議事を整理する。

3 評議員長に事故があるとき又は評議員長が欠けたときは、その評議員会においては、出席した評議員の中から議長を選出する。

### (定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

### (決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された2名が、これに記名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第5章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員の設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第28条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであつてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであつてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定める理事の職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が、この法人を代表し、理事長の業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第6号に規定する事業については、専務理事がその業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び特別な職務を執行した理事並びに監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(会長、副会長、顧問及び参与)

第34条 この法人に会長、副会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 会長は、岩手県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、岩手県警察本部長の職にある者をもって充てる。
- 4 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 5 会長、副会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(会長、副会長、顧問及び参与の職務)

第35条 会長は名誉会長、副会長は名誉副会長としてこの法人に参画し、暴力団追放活動功労者等への表彰及び県民の暴力団追放運動推進のための大会その他イベント等において、儀礼的な行為を行うとともに、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又はこの法人の運営及び活動に関して意見を述べることができる。

- 2 顧問は、この法人とともに、その役職に応じ、職域又は地域において暴力団追放運動推進のための啓蒙を行うとともに、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又はこの法人の運営及び活動に関して意見を述べることができる。
- 3 参与は、学識経験又は暴力団対策の知識を活用して理事長の諮問に応じて意見を述べ、又はこの法人の運営及び活動に関して意見を述べることができる。

## 第2節 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び執行理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 4 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が理事会を招集する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が議長を行う。
- 3 理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、出席した副理事長及び監事が第1項の議事録に記名押印するものとする。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条の目的及び第4条の事業並びに第13条の評議員の選任及び解任の方法についても適用する。ただし、第48条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 委員会

(委員会)

第50条 この法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議により、委員会を

設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 事務局

### (事務局の設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める事務局運営規程による。

### (備付け帳簿及び書類)

第52条 事務所には、法令及びこの定款に定める帳簿及び書類等を備え置かなければならぬ。

- 2 前項の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第54条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第9章 賛助会員

### (賛助会員)

第53条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員規程による。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料などを積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。
- (個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

## 第11章 公 告

### (公告)

第56条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補 則

### (委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を

行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日をその事業年度の末日とし、設立の登記の日を新事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事は、箱崎安弘、多田幸司、齋藤育夫、秋山照明、深澤忠國、大泉衆一、

村上振一朗、山本 博、奥友康悦、齋藤忠利の10名

監事は、佐藤利久、山添勝寛の2名

4 この法人の最初の代表理事は箱崎安弘及び多田幸司とし、業務執行理事は齋藤忠利とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

佐々木利孝、飯鉢雅晴、鈴木 孝、長尾 正、松坂陽子、工藤和彦、立花勇司、

中澤正博、古澤眞作、朝倉 栄の10名

#### 附則

この定款は、平成26年3月11日から施行する。

#### 附則

この定款は、平成26年6月4日から施行する。

#### 附則

この定款は、令和5年6月13日から施行する。